

丸亀市広告入り周辺案内板及びデジタル案内機器設置事業 に係るプロポーザル実施要領

1. 事業の目的

丸亀市（以下「市」という。）では、庁舎において、来庁者に分かりやすい庁舎案内や周辺情報の情報発信を行うことを目的に、広告入り周辺案内板及びデジタル案内機器を設置しています。現在設置している事業者との協定が令和7年度末で協定期間満了を迎えるため、新たに市が定める条件のもと、質の高いサービスの提供が可能な広告入り周辺案内板及びデジタル案内機器設置事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するものです。

2. 事業の概要

- (1) 事業名 丸亀市広告入り周辺案内板及びデジタル案内機器設置事業
- (2) 事業内容 別紙「丸亀市広告入り周辺案内板及びデジタル案内機器設置事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。
- (3) 事業期間 協定書締結日から5年間とする。ただし、使用許可期間以降も設置を希望する場合は、設置状況、実績等を勘案し、市がその延長を決定する。
- (4) 費用負担 事業者は、民間企業等から広告主を募集し、周辺案内板及びデジタル案内機器に広告を掲載することで得られる広告収入により、周辺案内板及びデジタル案内機器の設置及び維持管理の経費を賄うものとする。

3. 参加資格

本募集は、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）とし、プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 過去5年以内に、国又は地方公共団体において、広告入りデジタル案内機器の設置及び運用の実績を有していること。

※参加資格において、周辺案内板の設置実績は問わないが、以下の9（3）「評価基準」により、本事業と同等の実績（広告入り周辺案内板及びデジタル案内機器の設置、運用）を有する者は加点の対象とする。

4. スケジュール

現段階において予定するスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
公募開始	令和7年11月27日（木）
質問書の受付期間	令和7年12月11日（木）午後5時まで
質問回答書の公表	令和7年12月18日（木）
応募申込み書類の提出期間	令和7年12月23日（火）午後5時まで
提案評価実施の通知	令和7年12月24日（水）
提案評価（書類審査）	令和7年12月25日（木） ～令和8年1月7日（水）
提案評価結果の発表（通知）	令和8年1月8日（木）
協定書の締結	令和8年1月中旬

5. 実施要領等の配布

（1）配布期間

令和7年11月27日（木）から令和7年12月23日（火）まで

（2）配布場所

実施要領等は、原則として市の公式ホームページから入手するものとする。

（丸亀市公式ホームページ）<https://www.city.marugame.lg.jp/>

（3）配布資料

- ・丸亀市広告入り周辺案内板及びデジタル案内機器設置事業に係るプロポーザル実施要領
- ・仕様書
- ・丸亀市庁舎1F平面図
- ・様式1～5

6. 質問書の受付

本プロポーザルに関する質疑は、全て質問書によるものとする。質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式3）を提出すること。

（1）受付期間

令和7年11月27日（木）から令和7年12月11日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにて、次のメールアドレスまで送付すること。

(庶務課財産管理担当) zaisankanri-t@city.marugame.lg.jp

(3) 回答方法

質問書に対する回答は、質問回答書として、令和7年12月18日（木）までに市公式ホームページにおいて公表する。回答内容は仕様書の追加、修正として取扱う。

7. 応募申込み手続き

(1) 提出期間

令和7年11月27日（木）から令和7年12月23日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

① 参加表明書（様式1） 1部

② 主要事業実績表（様式2） 1部

過去5年以内に、国又は地方公共団体で実施した広告入りデジタル案内機器設置及び運用の実績を記載すること。なお、記載件数は5件以内とする。

③ 事業者概要（任意様式） 1部

※事業理念、創業年月日、事業内容等（必要事項の記載があればパンフレット等でも可）

④ 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行された正本） 1部

⑤ 消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書（提出日前3か月以内に発行された正本） 1部

⑥ 市町村税（本社所在地）に未納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行された正本） 1部

⑦ 企画提案書（様式4） 正本1部

⑧ 企画提案資料 正本1部 副本8部

企画提案資料の様式は任意ですが、サイズはA4サイズとし、「丸亀市広告入り周辺案内板及びデジタル案内機器設置事業」と記載した表紙を付けて下さい。また、副本については、会社名、ロゴマーク等、作成者が特定できる記載はしないこと。

⑨ 広告掲載料額提案書（様式5） 正本1部 副本8部

消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載すること。

副本については、会社名、ロゴマーク等、作成者が特定できる記載はしないこと。

(3) 企画提案資料の記載事項

次に掲げる項目について記載すること。なお、記載内容は、本実施要領及び仕様書に定める諸条件を満たす内容とすること。

	提 案 項 目	記 載 内 容
1	周辺案内板及びデジタル案内機器の仕様	仕様書に基づき、設備の構造、材質、固定方法等の提案を記載すること。
2	周辺案内板及びデジタル案内機器の機能	多様な来庁者への対応や色合い及びデザインについての考え方等を記載すること。
3	周辺案内板及びデジタル案内機器の保守、維持管理体制	情報更新方法、維持管理方法、故障及び緊急時の対応方法等を記載すること。
4	広告の運用体制	広告主の募集方針や内部審査体制を記載すること。
5	独自の提案・工夫などのアピールしたい事項	上記1から4以外に特に提案したい事項、アピールしたい事項を自由に記載すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合には配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

(5) 提案評価実施の通知

参加表明書等に基づく審査結果は、令和7年12月24日（水）までに電話又は電子メールで通知した後に書面にて通知する。（期日までに通知がない場合は、確認の電話をすること。）

8. 提案評価（書類審査）

参加資格を満たす参加表明者を対象に次のとおり実施する。

- (1) 実施期間 令和7年12月25日（木）～令和8年1月7日（水）
- (2) 実施方法 書類審査

9. 事業者の選定

(1) 評価主体

事業者の選定については、「丸亀市広告入り周辺案内板及びデジタル案内機器設置事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」が行う。評価委員会は、市職員5名による委員で構成する。

(2) 評価の方法

評価に当たっては、提出書類について評価委員会の各委員が書類審査にて採点を行い、全委員の採点の合計が満点の6/10以上の者の中から最高点を得た者を事業

者として選定する。

(3) 評価基準

審査項目	評価基準	配点
業務実績	本業務と同等の事業の受託実績は十分か	10
機器の仕様	機器の仕様や使いやすさ、レイアウト、デザインは適切か	25
機器の維持管理	導入後の保守管理、故障及び緊急時の対応等、問い合わせに対する体制は適切か	20
広告の運用体制	広告審査等の社内基準の有無、外部審査等有効な体制を整えているか	10
独自性	積極的で特徴のある取組か	25
見積額	広告掲載料の提案額	10

(4) 備考

- ア. 参加表明者が1者のみの場合であっても評価を実施し、全委員の採点の合計が満点の6/10以上で、かつ、委員会が適切に業務を遂行できると総合的に判断した場合、事業者として決定する。
- イ. 最高点を得た者が2者以上ある場合は、広告掲載料額が高い者を事業者として選定する。さらに広告掲載料額が同額の場合は、くじ引きとする。
- ウ. 最高点を得た参加表明者が辞退を申し出た場合や下記「(6) 留意事項」に該当した場合は、次順位の参加表明者を事業者とする。

(5) 結果の通知

評価結果は、令和8年1月8日（木）付けて書面を送付し、市の公式ホームページに掲載する。

(6) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業者としての選定を取り消すものとする。

- ア. 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- イ. 評価委員会の委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- ウ. 事業者の選定から協定書の締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、周辺案内板及びデジタル案内機器の設置及び運用の履行が困難であると市が判断したとき。
- エ. 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと市が判断したとき。

才．事業者が本実施要領に定める参加資格要件に適合しなくなったとき。

10. その他

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (2) 提出書類で使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 提出書類の著作権は参加表明者に帰属する。ただし、市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要であると認めた場合には、丸亀市情報公開条例（平成17年条例第21号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出された書類は、一切返却しない。
- (5) 一定の適格性を満たす参加表明者がないときは、事業者を選出しない場合がある。

11. 問い合わせ・提出先

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市総務部庶務課財産管理担当

電話：0877-24-8840

FAX：0877-24-8874

電子メール：zaisankanri-t@city.marugame.lg.jp